

富津市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施に関し、法及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、法、施行規則、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）及び地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」別紙）に定めるところによる。

(総合事業の内容)

第3条 市長は、総合事業として次に掲げる事業を実施するものとする。

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

ア 訪問型サービス

イ 通所型サービス

ウ 介護予防ケアマネジメント

(2) 一般介護予防事業

ア 介護予防把握事業

イ 介護予防普及啓発事業

ウ 地域介護予防活動支援事業

エ 一般介護予防事業評価事業

オ 地域リハビリテーション活動支援事業

(第1号事業に要する費用の額)

第4条 第1号事業に要する費用の額は、別表に定める単位数に同表に定める1単位の単価を乗じて得た額とする。

(第1号事業支給費の審査及び支払)

第5条 市長は、第1号事業支給費の審査及び支払に関する事務を法第115条の45の

3 第6項の規定により千葉県国民健康保険団体連合会に委託して行うものとする。

(第1号事業支給費の支給限度額)

第6条 居宅要支援被保険者が指定事業者による第1号事業を利用する場合の支給限度額は、要支援状態区分に応じ、法第55条第1項の規定により算定した額とする。

(高額介護予防サービス費等相当事業)

第7条 市長は、居宅要支援被保険者が指定事業者による第1号事業を利用した場合における当該第1号事業の利用に要した費用の額から第1号事業支給費の額を控除した額（以下「第1号事業利用者負担額」という。）が著しく高額であるときは、法第61条に規定する高額介護予防サービス費に相当する額を当該居宅要支援被保険者に支給するものとする。

2 市長は、居宅要支援被保険者の第1号事業利用者負担額及び当該居宅要支援被保険者に係る健康保険法（大正11年法律第70号）第115条第1項に規定する一部負担金等の額（同項の高額療養費が支給される場合にあっては、当該支給額に相当する額を控除して得た額）その他医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に規定するこれに相当する額として政令で定める額の合計額が著しく高額であるときは、法第61条の2に規定する高額医療合算介護予防サービス費に相当する額を当該居宅要支援被保険者に支給するものとする。

(指定事業者の基準)

第8条 指定事業者は、別に定める基準に従い、事業を行わなければならない。

(指定の有効期間)

第9条 指定事業者の指定の有効期間は、当該指定をした日から6年間とする。

2 前項の規定にかかわらず、法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業及び法第8条第2項に規定する訪問介護又は法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業及び法第8条第7項に規定する通所介護（法第8条第17項に規定する地域密着型通所介護を含む。以下同じ。）を一体的に運営（同一法人が同一建物内において一体的に運営している場合をいう。）している第1号指定事業所の指定の有効期間は、それぞれ法第8条第2項に規定する訪問介護又は法第8条第7項及び法第8条第17項に規定する通所介護の指定の有効期間とすることができるものとする。

(指定の申請等)

第10条 指定事業者の指定を受けようとする者は、介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定（更新）申請書（別記第1号様式）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、指定の可否を決定し、介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定（更新）通知書（別記第2号様式）又は介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定（更新）却下通知書（別記第3号様式）により当該申請をした者に通知するものとする。

3 前項の規定により指定を受けた者は、その旨を当該指定事業所の見やすい場所に掲示するものとする。

(変更の届出)

第11条 指定事業者は、施行規則第140条の63の5第1項各号に掲げる事項に変更があったときは、当該変更があった日から10日以内に、介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者内容変更届出書（別記第4号様式）に必要な書類を添えて市長に届け出なければならない。

(廃止等の届出)

第12条 指定事業者は、当該指定に係る事業を廃止、休止又は再開をしようとするときは、あらかじめ介護予防・日常生活支援総合事業指定事業廃止・休止・再開届出書（別記第5号様式）に必要な書類を添えて市長に届け出なければならない。

(指定の更新の申請等)

第13条 第10条の規定は、指定事業者の指定の更新の申請等について準用する。この場合において、同条第1項中「指定を」とあるのは「指定の更新を」と、同条第2項中「指定の」とあるのは「指定の更新の」と、同条第3項中「指定を」とあるのは「指定の更新を」と読み替えるものとする。

(指定の取消し等)

第14条 市長は、指定事業者に対し当該指定の取消し又は効力の停止をしたときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書面により当該指定事業者に通知するものとする。

(1) 指定の取消し 介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定取消通知書

(別記第6号様式)

(2) 指定の効力の停止 介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定停止通知書 (別記第7号様式)

(介護予防・生活支援サービス事業の利用に係る手続)

第15条 居宅要支援被保険者は、第3条第1号に規定する事業を利用しようとするときは、介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書(別記第8号様式)により、あらかじめ市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出は、居宅要支援被保険者に代わって、当該居宅要支援被保険者に対して介護予防ケアマネジメントを行う者が届け出ることができる。

(介護予防・生活支援サービス事業の利用料)

第16条 市長は、第3条第1号に規定する事業を実施するときは、別に定めるところにより、居宅要支援被保険者に対して当該事業に要する費用の一部を負担させることができる。

(補則)

第17条 この規則に定めるもののほか、総合事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

事業の種類	サービスの種類	単位数	1単位の単価
訪問型サービス	介護予防訪問介護 相当サービス	地域支援事業実施要綱 （平成18年6月9日老 発第0609001号厚生労 働省老健局長通知「地 域支援事業の実施につ いて」別紙。以下「要 綱」という。）別添1 の1に定める単位数	10.21円
通所型サービス	介護予防通所介護 相当サービス	要綱別添1の2に定め る単位数	10.14円
介護予防ケアマネ ジメント	介護予防ケアマネ ジメントA	430単位	10.21円
	初回加算	300単位	10.21円
	介護予防小規模多 機能型居宅介護事 業所連携加算	300単位	10.21円